

みなかみ町高齢者後付けA T車踏み間違い事故防止装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全運転意識の向上を図り、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的に、町内に居住する高齢者が後付けA T車踏み間違い事故防止装置整備に要する費用の一部に対し予算の範囲において補助金を交付するものとし、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後付けA T車踏み間違い事故防止装置」とは、オートマチック車におけるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる急発進を防止する装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本補助金申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者で、満70歳以上の者であること。
- (2) 非営利かつ自ら使用する自動車へ整備する者であること。
- (3) 自動車運転免許証を保有している者であること。
- (4) 補助対象者は、自動車検査証に記される使用者と一致すること。
- (5) 町税、使用料等を滞納していない者であること。
- (6) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者であること。

(後付けA T車踏み間違い事故防止装置の整備事業者)

第4条 補助対象となる後付けA T車踏み間違い事故防止装置の整備は、関東運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受けた群馬県内の事業者（以下「事業者」という。）とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、後付けA T車踏み間違い事故防止装置の本体及びその取付けに係る費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1人につき1台1回とする。ただし、後付けA T車踏み間違い事故防止装置を既に整備している自動車からの買換えに伴い、新たに後付けA T車踏み間違い事故防止装置を整備するときは、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町高齢者後付けA T車踏み間違い事故防止装置整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 自動車検査証の写し（申請者名義）
- (3) 自動車運転免許証の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、みなかみ町高齢者後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者にみなかみ町高齢者後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 補助金の交付の決定をする場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

（変更承認の申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助金の申請内容を変更しようとするとき又は後付けAT車踏み間違い事故防止装置の整備を中止しようとするときは、みなかみ町高齢者後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備費補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（変更承認の通知）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、みなかみ町高齢者後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備費補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助金交付決定者に通知するものとする。ただし、中止のときは、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助金交付決定者は、後付けAT車踏み間違い事故防止装置の整備を完了したときは、遅滞なく後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、条件に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、みなかみ町高齢者後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備費補助金確定通知書（様式第7号）を補助金交付決定者に交付するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金請求書（様式第8号）により速やかに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、当該補助金の返還を請求するものとする。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該整備済自動車を処分するとき。
- (2) その他町長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助金の交付を受けて整備した後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備自動車は、法令等の規定に基づき適正に管理し、整備完了日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。

（町による調査）

第16条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けて整備した後付けAT車踏み間違い事故防止装置整備自動車の使用等に関する調査等を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、町が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年1月1日から施行する。